

流山市地域防災計画の修正について（概要）

1 災害対策基本法の改正に関する項目

（1）要配慮者、避難行動要支援者関係（法第49条の10から第49条の13）

- ・「災害時要援護者」を「要配慮者」又は「避難行動要支援者」に改めた。（地・風2章-12節他）
- ・避難行動要支援者名簿を地域支え合い活動推進条例に基づき作成された名簿と関連付け、避難行動要支援者の範囲、名簿の記載事項、名簿の更新、名簿情報の提供等について明示した。（地・風2章-12節-第2-2-(3)）

（2）地区防災計画関係（法第42条第3項及び第42条の2）

- ・市民等の防災力向上を図り、地区における自発的な防災活動のための、地域の実情や特性に応じた地区防災計画の作成を推進するものとした。（地・風1章-2節-第3-7）

（3）指定緊急避難場所関係（法第49条の4から第49条の8）

- ・指定緊急避難場所は、災害の危険から一時的に安全が確保される場所として指定し、また、指定避難所は、災害の危険から逃れる場合、または、住宅の損壊等により生活の場が失われた場合に一定期間滞在が可能な施設として指定する旨明示した。（地・風2章-10節-第1-2）

（4）被災台帳の作成（法第90条の3、第90条の4）

- ・被害状況や支援の状況などを集約した被災者台帳を作成することとした。（地・風4章-1節-第4）

（5）罹災証明書の交付（法第90条の2）

- ・遅延なく罹災証明書が交付できるよう交付体制の整備を図ることとした。（地・風4章-1節-第5）

（6）緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（法第76条の6）

- ・放置車両対策等の強化を図るため、道路管理者は、区間を指定して、車両の移動命令をし、または、自ら車両移動ができることとした。（地・風3章-4節-第2-1-(3)）

2 千葉県地域防災計画の修正に関する項目

(1) 帰宅困難者対策の推進（県2編-2章-12節）

- ・首都直下地震帰宅困難者等対策協議会「最終報告」より、一斉帰宅の抑制、帰宅困難者への情報提供、一時滞在施設への誘導、徒歩帰宅支援を行うこととした。（地・風3章-17節）

(2) 大規模広域災害に備えた防災力の強化（県2編-3章-7節）

- ・緊急輸送ネットワークの見直しに伴い、緊急輸送道路を1次路線、2次路線とし、流山有料道路の名称を無料化に合わせ削除した。（地・風3章-4節-第2-1-(1)）

(3) 被災者の支援体制の充実（県2編-3章-9節）

- ・市外へ避難した住民の把握（地・風3章-5節-第9）と他自治体からの避難者を受け入れるものとし、避難者情報の提供を行い、住宅等の滞在施設の提供に努めることとした。（地・風3章-5節-第10）

3 関係法令等の改正に関する項目

(1) 水防法の一部を改正する法律による浸水被害への対策強化（平成27年7月施行）

- ・洪水ハザードマップに加え内水ハザードマップを作成し、市民に周知する。（地・風2章-4節-第2）

(2) 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインによる基準の改正（平成27年8月改定）

- ・江戸川、利根運河及び坂川の洪水時における、避難準備情報（避難行動要支援者避難）、避難勧告、避難指示に関するそれぞれの避難の基準を改めた。（地・風3章-5節-第2-2）

(3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律による耐震改修計画の見直し（平成25年11月制定）

- ・千葉県耐震改修促進計画（平成27年3月改訂）に準じ、見直した流山市耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・耐震改修の促進を図ることとした。（地・風2章-3節-第4-1）

(4) 土砂災害に係る避難勧告発令基準や情報伝達方法の修正（平成27年4月改訂）

- ・土砂災害警戒情報とは、大雨警報や大雨特別警報が発表されている際に、市長が避難勧告を行い、また、市民が自主避難する判断基準となる、千葉県と銚子地方気象台が共同で作成・発表する情報であり、その情報等の伝達について定めるものとした。（地・風2章-2節-第1-2-(6)）

4 その他の項目

(1) 水防計画との整合

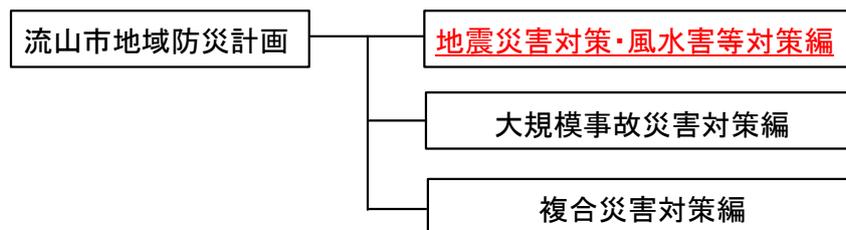
- ・水防計画は、洪水（地震が原因も含む）の被害の軽減を目的とした計画で、大規模災害発生時には、地域防災計画に統合・包括されるとした。（地・風 1 章-2 節-第 3-4)

(2) 災害医療対策会議における医療救護活動マニュアルとの整合

- ・初期医療体制の整備として、救護所の環境整備、救護所における配置要員、訓練、災害医療対策会議、住民への啓発活動について定めた（地・風 2 章-11 節-第 2)
- ・市は、必要に応じ医療救護活動マニュアルに基づく活動を要請するものとした。（地・風 3 章-6 節-第 1)

(3) 地域防災計画のスリム化

- ・計画の構成について



これまでの、地震災害対策編と風水害対策編の文章の重複を削減するため、ひとつの編として編集し、3編構成とした。（地・風 1 章-1 節-2)

(4) 避難所における良好な生活環境の保持

- ・熊本地震の教訓を受け、次の修正を行った。
男女のニーズの違いに応じた支援として、女性専用スペース等の設置・巡回警備等、また、食事作りなどは、性別や年齢によって役割を固定化しないこととした。
さらに、健康相談を実施し、特に車に寝泊まりする被災者のエコノミークラス症候群については、注意喚起や巡回訪問をすることとした。（地・風 3 章-5 節-第 7-4)

(5) 機構改革などによる課名等の変更

- ・市災害対策本部組織図、編成及び各班の事務分掌の課名等を修正した。（地・風 3 章-1 節-第 2-2)